

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第146号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

別表D階層の項中

「

D8 602,500円以上	30,200	33,700	15,100	15,600	16,800	18,700	11,700	12,200
---------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

D8 602,500円以上 734,000円未満	30,200	33,700	15,100	15,600	16,800	18,700	11,700	12,200
D9 734,000円以上	39,200	43,800	19,600	20,200	22,000	24,500	15,300	16,000

」

に改め、同表備考中9を10とし、8を9とし、同備考7中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7第1項」に改め、同備考中7を8とし、6を7とし、同備考5中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項（同条第2項各号に掲げる寄附金（同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。）を支出した場合に限る。）」に、「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第4項から第6項まで」に、「並びに第41条の19の3第1項」を「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4中「3」を「4」に改め、同備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2

の前に次のように加える。

- 1 「3歳未満」とは、保育を実施する日の属する年度の4月1日において児童の年齢が3歳未満であることをいい、「3歳以上」とは、同日において児童の年齢が3歳以上であることをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成22年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)